

【営業経費精算ガイドライン(特別案件) v2.1】2025-10-01

1. 適用範囲

- 本ドキュメントは、特別案件 PROJ-A78 に関する追加ルールを定める。

2. 物品購入の上限

- プロジェクト ID が PROJ-A78 の案件については、物品購入の最大許容額を 1 回あたり 8000 JPY とする。

- 上長の事前承認があれば、それ以上の支出も許可される場合がある。

3. その他

- 記載のない点は、通常の「営業経費精算ガイドライン v2.1」に従う。